

各種届出は期限内に

3月・4月は引越しや就職・退職などに伴う届出が集中するため、市役所の窓口が大変混雑します。時間に余裕を持ってお越しください。

転入・転居等の届出は、市民課で受け付けています。

	期 間	必要なもの
転入届	市内に住み始めた日から14日以内	・マイナンバーカード(お持ちの人) ・転出証明書(マイナンバーカードによる特例転出、マイナポータルを通じたオンラインによる転出届を行った人は不要)
転居届	転居した日から14日以内	・マイナンバーカード(お持ちの人)
世帯変更届	変更した日から14日以内	
出生届	生まれた日を含めて14日以内	・母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日を含めて7日以内	

国民健康保険・国民年金の届出は、保険年金課で受け付けています。届出の期間は、いずれも14日以内です。

国民健康保険

加入の届出	必要なもの	電子申請
・退職により職場の社会保険を抜けたとき ・社会保険の扶養から外れたとき	・マイナンバーカード(お持ちの人) ・社会保険資格喪失証明書(連絡票) ※社会保険の扶養に入っていた人がいない場合は「退職証明書」や「離職票」でも手続きできます。	マイナンバーカードを用いて届出ができます。  市HP

※加入する全員について、マイナ保険証の有無をあらかじめご確認ください。

脱退の届出	必要なもの	電子申請
・職場の社会保険に加入したとき ・社会保険の扶養に入ったとき	・マイナンバーカード(お持ちの人) ・国民健康保険の資格確認書(お持ちの人) ・加入した社会保険が発行した「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「資格取得証明書」のいずれか	東松山市電子申請・届出サービスで届出ができます。  市HP

※加入・脱退の届出は郵送でも行うことができます。

国民年金

市役所又は年金事務所で届出	本人又は配偶者の勤務先で届出
・退職により職場の社会保険を抜けたとき ・配偶者の社会保険の扶養から外れたとき ・配偶者を扶養している人が65歳になったとき ※マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルの「年金」から電子申請ができます。	・職場の社会保険に加入したとき ・配偶者の社会保険の扶養に入ったとき ・配偶者を扶養している人の勤め先が変わったとき

届出時の本人確認

第三者によるなりすまし等の不正な手続きを防止するため、窓口に来た人の本人確認を行っています。マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの提示にご協力ください。

市民課・保険年金課の一部日曜窓口開庁

日毎週日曜日午前8時30分～午後0時30分

※毎月第3土曜日に続く日曜日は、マイナンバーカードの手続きはできませんが、3月22日(日)は実施可能です。
※各種届出のうち、他の市区町村や関係機関への照会が必要となるものは、取扱いできない場合があります。

関連する手続き

各種届出に伴う介護保険、こども医療などの手続きについては、各担当課にお問い合わせください。

☎市民課 ☎59-9924 ☎23-2234

☎保険年金課 ☎21-1434 ☎23-0076

☎川越年金事務所 ☎049-242-2657 ☎049-245-8919



市HP
(転入届)



市HP
(転居届)



市HP
(日曜窓口)

4月1日
から

市役所の組織が一部変わります

令和8年度から計画期間が始まる市の最上位計画「第六次東松山市総合計画」に掲げた施策を効果的に実行するため、4月1日から市役所の組織体制や担当事務の一部を変更します。

組織体制の変更

変更前	変更後	変更の概要
政策財政部 政策推進課 活性化戦略室 財政課 契約検査課 広報広聴課	政策財政部 政策推進課 財政課 契約検査課 広報広聴課 情報政策課	・活性化戦略室を政策推進課に統合します。地方創生や企業誘致に関する業務は、引き続き政策推進課が担います。 ・総務部から情報統計課を政策財政部に移します。課名を情報政策課に改め、デジタル化社会への対応を進めます。
総務部 総務課 管財課 人事課 情報統計課 課税課 収税課	総務部 総務課 管財課 人事課 課税課 収税課 債権管理室	・総務部から情報統計課を政策財政部へ移します。統計に関する事務は総務課が引き継ぎます。 ・収税課に債権管理室を設置し、市税等の滞納処分など、市の債権の適正な管理を進めます。
環境産業部 環境政策課 廃棄物対策課 農政課 商工観光課	環境産業部 環境政策課 廃棄物対策課 農業振興課 商工観光課	・生産振興室を農政課に統合します。課名を農業振興課に改め、農業生産の振興に取り組みます。
都市計画部 都市計画課 市街地整備課 住宅建築課	都市整備部 都市計画課 市街地整備課 住宅建築課 建設管理課 道路河川課	・建設部から道路と河川に関する事務を都市計画部に移します。部名を都市整備部に改めます。 ・道路課と河川課を統合し、課名を道路河川課に改めます。
建設部 建設管理課 道路課 河川課 上下水道経営課 水道施設課 下水道施設課	上下水道部 上下水道経営課 水道施設課 下水道施設課	・建設部から道路と河川に関する事務を都市整備部に移します。 ・部名を上下水道部に改め、上下水道事業の安定的な運営や上下水道施設の維持管理、更新等への対応を進めます。

担当事務の変更

事務の内容	変更前	変更後
公共施設マネジメント	管財課	政策推進課
統計に関する事務(国勢調査、各種統計調査など)	情報統計課	総務課
多文化共生、国際交流	総務課	地域支援課
道路の交通安全施設に関すること(横断歩道、カーブミラーの設置要望など)	地域支援課	建設管理課
管理不全となっている空き家対策(特定空き家対策)	環境政策課	住宅建築課

令和8年度機構図は市HPから確認できます。

組織体制の変更等に伴い庁舎内の配置が一部変更になります。詳細は市HPをご確認ください。

☎政策推進課 ☎21-1411 ☎22-5516



市HP